

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

### 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 略 2 略	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 略 2 略 3 <u>条例第2条第3号に規定する教育委員会規則で定める事務は、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 第13条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による借用証書の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u> <u>(2) 第17条第1項、第3項及び第4項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理及び鳥取県教育委員会への送付のうち奨学金の貸与を受けている者に係るもの</u>

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に市町村が受理した改正前の鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第3項第1号に規定する借用証書の鳥取県教育委員会への送付については、なお従前の例による。